質　問　書（ 回答 ）

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。（PDF 等のフォーマットへ変換しないでください）

2021年 7月 29日

「全世界 2021 年度案件別外部事後評価:パッケージⅡ-6（ベナン、マリ／セネガル、カメルーン）（QCBS）」
（公示日:2021 年 7 月 14 日／調達管理番号:21a00152）について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	PP22 2）評価対象業務従事者の経歴	評価対象業務従事者は２名と想定されていますが、３名以上での応札となる場合でも評価対象者は２名でしょうか。または、全員が評価対象となりますか。	プロジェクト評価を担当する業務従事者を３名以上とする従事者構成を提案される場合には、その全ての業務従事者が評価対象となります。
2	PP16-17 （2）安全配慮と現地調査範囲	マリ・セネガル事業の現地調査に関して、プロジェクトサイトがマリ領内にあり、マリだけ訪問すると理解しました。一方で事業の資料によればセネガルの省庁も実施機関となっています。セネガルの省庁から情報を得る必要は無いと理解してよいですか。	失礼いたしました。セネガル側の実施機関については、現地調査補助員による情報収集・インタビューを想定しています。このため、第２章特記仕様書第４条（２）安全配慮と現地調査範囲の当該箇所を以下の通り修正いたします（下線部を追記）。 2）マリ/セネガル：マリ−セネガル南回廊道路橋梁建設計画（第一次～三次） 本案件は第一次から第三次までの3案件を一体評価するものである。これらの事業において建設されたバレ橋、バフィン橋およびファレメ橋はマリ国カイ

			州に位置しているが、これらの事業サイトの踏査は治安上の理由により、現地調査補助員を介して行うこととする。業務従事者は首都バマコにおいて、現地調査補助員にカイ州地方道路局に対するヒアリング内容や道路橋梁の現状および維持管理状況について確認するための詳細指示を行う。また、セネガル側実施機関についても、現地調査補助員がインタビューを通じ情報収集することを想定し、業務従事者がセネガルの現地調査補助員に対する指示を行う。
3	PP16-17 （2）安全配慮と現地調査範囲	外務省の HP「新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置」 （https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html）によれば、カメルーンは「2020 年 3 月 18 日から、貨物便を除き、陸海空全ての国境を閉鎖する」となっております。 旅行会社に照会したところ、現在、カメルーン国籍と居住許可を持つ外国人しか入国できず、日本国籍向けの情報は皆無のため、JICA に照会するのが確実との回答でした。 （参考情報として、在カメルーン米国大使館からは米国籍者に対して「隔離措置無し、但し到着時に陽性反応がある場合は 14 日間の隔離」との案内があるようですが、入国や検疫の条件は国籍や渡航ルートの様々な要因により異なるため、日本国籍に対する条	現時点で、カメルーンは渡航再開認定国となっており、国境閉鎖措置が正式な解除はされていませんが、商用便は運航しています。また、入国時の措置としては、14 日間の自己隔離及び PCR 陰性証明の提示が必要となっていますが、それ以外の特別な措置が取られているという情報はありません。

		件をご教示いただけますと幸いです。	

以　上